

令和4年**4~5月** 第2期 **タクシー事業者対象**

LPガス価格高騰分相当への

補助金 交付します!



福祉タクシーも
対象です

補助金に関する不明な点は、下記までお気軽にお問合せください。

**タクシー事業者に対する
燃料価格激変緩和対策事業事務局**

TEL : **050-5527-5291** 【受付時間】
平日10:00~16:00(土日祝日を除く)
H P : <https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

QRコード



補助対象

補助金を申請できるのは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1項ハに規定する「**一般乗用旅客自動車運送事業**」を**経営するタクシー事業者**です。

- ① **タクシー事業者(福祉タクシー含む)***
- ② **令和4年4月1日(金)～5月31日(火)に稼働していた車両**
- ③ **燃料区分はLPガスに限る**

※補助対象事業者についての詳細は、ホームページ上の公募要領をご確認ください。
申請は事業許可を取得している事業者単位とし、1事業者での申請は1回のみとします。

申請受付期間と申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードして頂き、メール等・ホームページのいずれかの方法でご申請ください。

ホームページ <https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>



■申請方法	申請受付開始	申請受付終了
メール等	令和4年5月25日(水) 14:00～	令和4年7月12日(火) 16:00
ホームページ		



申請書類をダウンロード

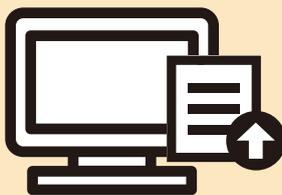
- 補助金交付申請書(様式第1)
- 申請者情報及び補助対象車両情報(PCKK指定書式)

メール申請



申請書類をメール送信

ホームページ申請



申請書類をアップロード

申請書類一式

- 補助金交付申請書(様式第1)
- 申請者情報及び補助対象車両情報(PCKK指定書式)
- 許可書等(写)
もしくは第1期(1~3月対象)の交付決定通知書*

※「第1期(1~3月対象)の交付決定を受けた方」と「初めての申請もしくは第1期申請中の方」では、申請書類が異なりますのでご注意ください。